

日サ協発第 210035 号
2021 年3月5日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会

国際サッカー連盟(以下、FIFA)のコロナ審判委員会委員長から、2021 年2月 26 日付け文書をもって、フットサル競技規則「第3条―競技者」の暫定的改正の延長について通達がありました。通達自体の日本語訳は、下記のとおりです。

今回の通達により、FIFA は 2020 年6月 16 日付けの通達「第3条―競技者の暫定的改正」(本協会より 2020 年6月 30 日付け日サ協発第 200069 号にて発信)で示された 2020 年内に終了予定の競技会に適用できるとしたものを延長して、2021 年 12 月末までに終了予定の競技会においても適用できるとしました。

本通達について、各協会、連盟等において、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。

記

2020/21 フットサル競技規則:「第3条―競技者」の暫定的改正の延長について

2020 年6月 16 日付け文書に示すよう、第3条(競技者)に関する暫定的改正の導入の主たる理由は COVID-19 のフットサルに及ぼす影響への対応であり、現在の状況では、交代で退く競技者や第3審判にピブスを手渡す行為が感染のリスクとなりかねないものである。

FIFA は、フットサルのステークホルダーからのフィードバックや世界的なパンデミックの競技会日程への影響などを含めて見直しを図ったところ、暫定的改正は依然として必要であることが分かったことから、2021 年 12 月 31 日までに終了予定の国内/国際のクラブの競技会および代表チームの競技会にこの暫定的改正を延長することとした。

現在、2020/21 フットサル競技規則を改正した文章は、交代の進め方について次のように規定している。

「交代は、交代要員が完全に自分のチームの交代ゾーンからピッチに入ることにより完了する。」

この情報について、貴協会におけるフットサル競技会の主催者に共有していただきたく願います。

FIFA 審判委員会委員長
ピエルルイジ・コリーナ